

モルタル吹付工の施工が設計と相違していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,470,001 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(372) 岡 山 県	岡 山 県	地域連携 推進、地 方道路交 付金	19、20	50,652 (50,652)	25,657	2,902 (2,902)	1,470

この補助事業等は、岡山県が、一般国道 313 号災害防除事業の一環として、真庭市仲間地内において、道路の山側切土法面を保護するため、モルタル吹付工、法枠工等を工事費 50,652,000 円(国庫補助金等 25,657,650 円)で実施したものである。

同県は、このうちモルタル吹付工 541.0㎡について、設計図書等により、次のように施工することとしていた。

- ① モルタル吹付層と地山とが密着するよう、地山が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付材の付着に害となるものを除去する。
- ② モルタル吹付層を補強するため、菱形金網(網目 5cm×5cm)を布設する。金網は、地山から、モルタル吹付層の 2 分の 1 から 3 分の 1 までの間に位置するよう、かつ、吹付けなどにより移動しないよう、アンカーピン等を使用して固定する。
- ③ モルタルを厚さ 10cm(以下「設計厚さ」という。)に吹き付ける。そして、検査基準上許容される平均吹付け厚さは設計厚さ以上とする。
- ④ 吹付箇所が付着しないで周辺に飛び散ったはね返り材は速やかに取り除いて、不良箇所が生じないように施工する。

しかし、現地の状況を確認したところ、モルタル吹付工 541.0㎡のうち 508.5㎡の法面には多数の亀裂が発生するなどしていた。そこで、この法面について 24 か所を削孔して調査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、モルタルの吹付け厚さは 24 か所の平均で 8.4cm となっていて、許容される平均吹付け厚さを下回っていた。また、モルタル吹付層と地山の岩盤との間に、はね返り材や土砂等が残存していたり、空隙が生じていたりして、モルタル吹付層が地山に密着していないものが 10 か所あった。さらに、金網が、設計図書等に表示された所定の位置より地山寄りに大きくずれているものが 16 か所あるなどしていた。

したがって、モルタル吹付工 508.5㎡(工事費相当額 2,902,000 円)は、施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額 1,470,001 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。